

「国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則案」に対する意見の募集について

警察庁及び国土交通省では、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の施行に伴い、自動車運転代行業者について、インターネットにより標識を公衆の閲覧に供する義務の適用が除外される場合について定めることを内容とする「国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則案」について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none">・電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム・電子メール（kikaku@npa.go.jp） <p>※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。</p> <p>※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。</p>
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁長官官房企画課 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和5年12月15日（金）から 令和6年1月13日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じて公表する可能性があります。

〈 凡 例 〉

- 改 正 法： デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）をいう。
- 運転代行業法： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）をいう。

1 命令等の題名

国家公安委員会・国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則

2 根拠となる法令の条項

運転代行業法第6条第1項

3 命令の概要

自動車運転代行業者について、インターネットにより標識を公衆の閲覧に供する義務の適用が除外される場合は、

- ・ 運転代行業法第2条第7項に規定する随伴用自動車の台数が1台以下である場合
- ・ 当該自動車運転代行業者が管理するウェブサイトを有していない場合

のいずれかに該当する場合とする。

4 施行期日

改正法の施行の日（令和6年4月1日）